

令和4年9月20日

## 「to you」市民パブリシスト（市民記者）制度の取扱いについて

### （趣旨）

第1条 広島市文化財団及び広島市の施設や事業を市民目線から広くPRすることにより読者に事業や施設を身近に感じてもらい、読者の事業への積極的な参加や施設への来館促進を図るため、文化情報マガジン「to you」に写真及び紹介原稿（以下原稿という）を提供する「to you」市民パブリシスト（市民記者）制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （活動）

第2条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）は、登録制の無償ボランティアとして活動する。

2 「to you」市民パブリシスト（市民記者）は、公益財団法人広島市文化財団文化財団文化事業部企画事業課（以下「企画事業課」という。）が依頼したイベント等の取材を行い（写真撮影を含む）、原稿を作成し、指定する締切日までに電子メール、FAX、持参等により企画事業課文化情報マガジン「to you」担当へ提出するものとする。

### （対象者）

第3条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）となることができる者は、次のいずれにも該当する者で、自ら活動に意欲があるものとする。

- (1) 広島市内に在住または在勤若しくは在学者である者
- (2) 未成年の場合、高校生相当年齢以下は保護者の了承を得ている者。
- (3) 写真撮影に係る機材等を用意できる者（スマートフォンカメラでの撮影も可）。
- (4) 無償で活動できる者。

### （登録）

第4条 前条の要件を満たす者のうち、「to you」市民パブリシスト（市民記者）としての活動に参加を希望する者は、あらかじめ企画事業課に登録する者とする。

2 前項の規定による登録をしようとする者は様式1の「to you」市民パブリシスト（市民記者）登録申込書を提出しなければならない。

### （遵守事項）

第5条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）は次に掲げる事項を遵守し、取材活動を行うものとする。

- (1) 相手方の迷惑にならないよう、無理な撮影は行わないこと。
- (2) 人物の撮影などでトラブルとなる事の無いよう、十分に配慮すること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝及び誹謗中傷に関する記事は、取扱わないこと。
- (4) その他取材に関して、公序良俗に反した行為を行わないこと。

(経費等)

第6条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）は、活動に係る経費を自ら負担するものとする。

2 「to you」市民パブリシスト（市民記者）として活動中の機材破損や事故等について、企画事業課は責任を負わないものとする。

(著作権)

第7条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）が第2条の規定により提出した原稿データの著作権は、企画事業課に帰属するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 企画事業課は、「to you」市民パブリシスト（市民記者）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 「to you」市民パブリシスト（市民記者）からの申し出があったとき。
- (3) 取材先に迷惑をかけるなど、市民記者としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 企画事業課長が必要と認めるとき。

2 企画事業課長は、前項の規定による取り消しを行うときは、様式2の「to you」市民パブリシスト（市民記者）登録取消通知書により通知するものとする。

(庶務)

第9条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）に係る庶務は、企画事業課において処理する。

(取材イベント)

第10条 「to you」市民パブリシスト（市民記者）は、取材するイベント等について、必要に応じて主催者と事前に打ち合わせを行うこと。

(原稿の提出)

第11条 原稿の提出については次のとおりとする。

- (1) 作成した原稿は、指定する締切日までに企画事業課文化情報マガジン「to you」担当へ提出するものとする。なお、電子メールで提出する場合は、to-you@cf.city.hiroshima.jp 宛てとする。
- (2) 写真は、4色カラー・JPEGデータ（1枚800KB以上）で提出するものとし、色補正などの加工した写真の提出も可能とする。
- (3) 提出された原稿は、掲載の有無にかかわらず返却しないものとする。

(原稿の取扱い)

第12条 提出された原稿の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 編集上の必要に応じた場合、企画事業課及びイベント主催者の判断で原稿の加工及び修正等を行うものとする。
- (2) 原稿の掲載に際しては、併せて投稿者名（ペンネーム可）を掲載するものとする。

る。

(広報媒体)

第13条 原稿を掲載する広報媒体は、次のとおりとする。

- (1) 文化情報マガジン「to you」
- (2) 広島市文化財団ホームページ、ツイッター、フェイスブック等
- (3) その他、広島市文化財団の広報活動のために必要なもの。

(保険)

第14条 活動中に事故にあった場合、「広島市市民活動保険制度」の適用を受けるものとする。

(その他)

第15条 この取扱に定めるもののほか、「to you」市民パブリシスト（市民記者）制度に関し必要な事項は、企画事業課長が別に定める。